



お問い合わせ先

奄美市 こども未来課

電話 0997-52-1160 (直通)

〒894-8555

奄美市名瀬幸町 25-8



幼児教育・保育の無償化 —実施の背景—

令和元年5月に「子ども・子育て支援法」が改正され、令和元年10月から3歳児クラスから小学校入学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。

幼児教育・保育の無償化は、急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校入学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）以下の住民税非課税世帯が対象となります。

無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

1 無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校入学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで	
保育の必要性		あり	なし	あり	なし
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯
サービスの種類	保育所（認可施設）、認定こども園（保育利用）	無償	利用不可	無償	無償化の対象外
	認定こども園（教育利用）	無償		—	—
	認定こども園（教育利用）の預かり保育料	11,300円/月まで無償*	無償化の対象外	—	—
	幼稚園	25,700円/月まで無償		—	—
	幼稚園の預かり保育料	11,300円/月まで無償*	無償化の対象外	—	—
認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり		合計 37,000円/月まで無償	無償化の対象外	合計 42,000円/月まで無償	無償化の対象外

※満3歳児クラスの新3号認定の場合は、16,300円/月まで無償。

●3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも、無償化されます（保育所や幼稚園などに在園している場合は、両方とも無償）。

●「満3歳児クラス」については上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには、保育の必要性に加えて、住民税非課税世帯である必要があります。

2 給付認定について

無償化給付を受けるには、給付認定が必要です。すでに保育所や認定こども園を利用している場合は、現1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続きは不要です。

幼稚園を利用している人、認定こども園（現1号認定）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、**無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。**

■現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス
現1号	満3歳以上	なし 幼稚園・認定こども園（教育利用）
現2号	満3歳以上	あり 保育所、地域型保育所、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳	あり

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス
新1号	満3歳以上	なし 幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり ●幼稚園・認定こども園（教育利用） + 預かり保育
新3号	0～2歳児クラスかつ住民税非課税世帯	あり ●認可外保育施設など

3 保育の必要性および認定期間について



「保育の必要性」とは、保育者の就労、病気などで家庭において保育ができない状況をいいます。

対象者 ◆父 ◆母 ◆内縁の妻・夫 ◆その他

※証明書等は入所希望日より3ヶ月前までのものが有効になります。

※就労証明書、診断書等は市の様式になりますのでお問い合わせください。

保育の必要性の事由	必要書類	認定期間
月 48 時間以上かつ月 12 日以上 就労 していること	就労証明書	証明書で届出た就労が続いている間
母親が 出産の前後 である。	母子手帳の出産予定日と保護者名のわかるページの写し 出産申立書	産前 6 週（多胎児は 14 週）から、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月末
疾病 にかかる、 負傷 している、または精神・身体に 障がい を負っている	医師の診断書 ※療養期間のわかるもの・ 障害者手帳などの写し 病気申立書	完治等により事由が解消するまで
同居の親族（長期入院等を含む）を 常時介護・看護 している	医師の診断書（被介護者） ※介護の必要性のわかるもの 介護（看護）申立書	介護・看護を継続している間
震災、風水害、火災等の 災害復旧 に当たっている	り災証明または状況説明書	災害復旧に従事している間
継続的に 求職活動 や 起業活動 を行っている	ハローワークが求職活動を証明した書類 求職活動申立書	求職活動開始から89日目を迎える月の月末まで
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に 在学中	在学証明書（カリキュラム） 就学申立書	卒業（修了）予定日を迎える月の月末まで
育児休業法に基づく育児休業を取得している	育児休暇証明書または就労証明書（復帰予定日のわかるもの）	出産したお子様が1歳を迎える前日の属する月末まで ※保育所等に入所を希望しているが入所できない場合は2歳を迎える前日の属する月末まで
出産前の勤務先に、出産後再雇用されることが決まっている	離職票 就労証明書（出産前の勤務先が就労開始日を証明したもの）	

1

保育所等を利用されている人

認定こども園の保育利用者（現2・3号認定）を含みます。これらの施設を利用するには、保育の必要性があり、現2・3号認定が必要です。入所申し込みの際に支給認定申請も同時に行います。

1 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	保育料
3～5歳児クラス	無償
0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合	
0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合	無償化対象外



- 多子世帯の保育料負担軽減は、現行（第2子半額、第3子無償等）と引き続きです。
- 企業主導型保育施設は、同程度の無償化が図られます。利用している施設にお問い合わせください。

2 給食費について

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象にはならないため、直接保育所などにお支払いいただくことになります。

	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
主食費（ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担*	保育料として保護者負担
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		

- ※年収360万円未満相当世帯及び認可保育所・幼稚園同時入所の第3子以降は、副食費が免除されます。
- 給食費の額や納入方法については、施設へ直接お問い合わせください。



2

認定こども園（1号）・新制度移行幼稚園を利用されている人

施設を利用するには、現1号認定が必要です。

1 保育料の無償化



満3～5歳児クラスの教育時間の保育料が無償化されます。なお、預かり保育料（**2**を除く）、給食費（**3**を除く）、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	保育料
満3～5歳児クラス	無償

【無償化給付の受け方】 現物給付（市区町村が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）

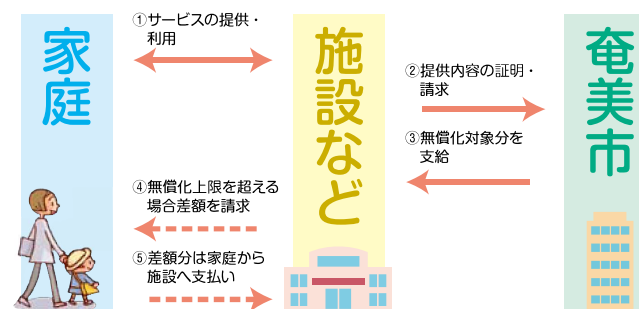
2 預かり保育料の無償化（申請が必要です）

市から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合に、預かり保育料について11,300円／月（※満3歳児クラス（非課税世帯に限る）の新3号認定の場合は16,300円／月）を上限に無償になります。無償化される額は450円×利用日数です。

▶対象になるには

現1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

■現物支給（代理受領）のイメージ



3 給食費について

これまでどおり施設にお支払いいただきます。

	給食費
主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担*
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	

※年収360万円未満相当世帯及び小学校3年以下を数えて第3子以降は副食費が免除されます。

1 保育料（利用料）の無償化



無償化の対象となるには、市から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受ける必要があります。なお、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象とはなりません。

原則として施設からは案内されませんので、保護者自身が市に対して手続きをします。

子どもの年齢	保育料
3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	合計37,000円／月 まで無償
0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども かつ住民税非課税世帯	合計42,000円／月 まで無償

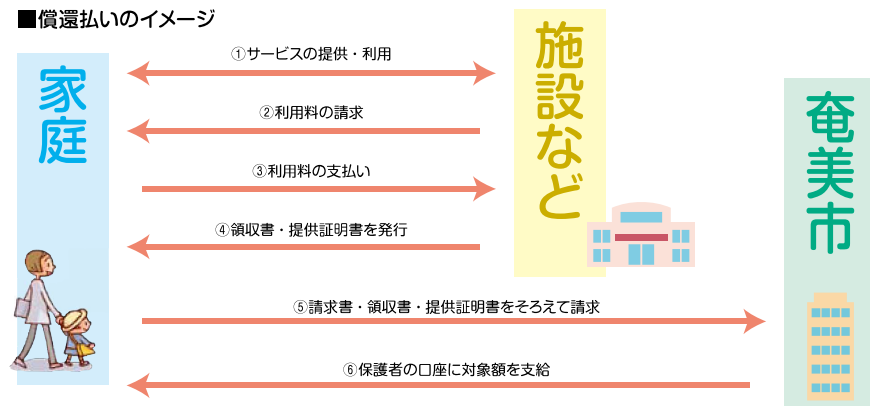
▶対象となる施設・サービス

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。ただし、無償化の対象施設として市の確認を受けている必要があります。

2 給付について

施設から領収書や提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者が市に直接、請求し、利用料の償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）を受けます。複数のサービスを利用している場合、月ごとに全ての利用料をまとめて請求してください。

■償還払いのイメージ



Blank lined area for notes.